

徳島県公安委員会規則第6号

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和2年徳島県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）の部を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。